
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.138 2018/9/28

1 有毒な野生キノコによる食中毒の注意喚起について

9月25日、厚生労働省は医薬・生活衛生局食品監視安全課長名をもって各都道府県等衛生主管部（局）長宛標記通知を出した。その主な内容は次の通り

8月以降、ツキヨタケ等の有毒な野生キノコを食用キノコと誤認して採取、喫食したことによる食中毒事案が別添1のとおり相次いで報告されており、ニセクロハツ（推定）による死亡事例も発生している。

については、これから秋の行楽シーズンを迎えることを踏まえ、毒キノコによる食中毒を未然に防止するため、食用のキノコと確実に判断できないキノコ類の採取、譲渡、販売及び喫食を行わないよう、改めて消費者及び食品関係事業者に対して、より一層の注意喚起及び情報提供を行うようお願いする。

なお、厚生労働省では、ホームページにおいて「自然毒のリスクプロファイル」として毒キノコに関する情報を提供するとともに、毒キノコに関するリーフレット等（別添2）を掲載している。また、厚生労働省のTwitterにおいても秋季の間は、毎週、毒キノコの注意喚起を行っているので御活用ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000360603.pdf>

2 中国産食用ウニの取扱いについて

9月25日、厚生労働省は医薬・生活衛生局食品監視安全課輸入食品安全対策室長名をもって各検疫所長宛標記通知を出した。その内容は次の通り。

今般、国内で発生した複数の腸炎ビブリオ食中毒事例において、中国産食用ウニの関与が疑われており、現在、関係都道府県等による調査が行われているところ。

については、当面の間、下記の製造者及び製造所の中国産食用ウニの輸入届出があった場合は、輸入の都度、腸炎ビブリオに係る自主検査を指導するようお願いする。

記

DALIAN JIAYIN AQUATIC PRODUCT CO.,LTD.

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/180925.pdf>